

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2016年2月23日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1章 一般条項 第1条(適用範囲) 1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)が発行する以下のクレジットカード(以下「カード」といいます。)において適用されます。ビューカード、「ビュー・スイカ」カード、「ビュー・スイカ」リボカード、大人の休日倶楽部ジパングカード、大人の休日倶楽部ミドルカード、TYO カード、のんびり小町ビューカード、めぐり姫ビューカード、「Rail-On」カード、ルミネカード、<u>アトレクラブビューSuica</u> カード、エスパルカード、we ビュー・スイカカード、フェザンカード、ペリエカード、ロンロンオーナーズクラブカード、グランデュオカード、ビープラスオンカード、JR 東日本ホテルズカード、「キャッツ」ビュー・スイカカード、ジェクサーカード、JAL カード Suica、みずほ Suica カード、ビックカメラ Suica カード、ビューゴールドプラスカード 2 前項にかかわらず、本規約の第3章その他カードキャッシングに関する規定は、当社がカードキャッシングの利用を認めた会員に限り適用されます。</p>	<p>第1章 一般条項 第1条(適用範囲) 1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)が発行する以下のクレジットカード(以下「カード」といいます。)において適用されます。ビューカード、「ビュー・スイカ」カード、「ビュー・スイカ」リボカード、大人の休日倶楽部ジパングカード、大人の休日倶楽部ミドルカード、TYO カード、のんびり小町ビューカード、めぐり姫ビューカード、「Rail-On」カード、ルミネカード、<u>アトレビューSuica</u> カード、エスパルカード、we ビュー・スイカカード、フェザンカード、ペリエカード、ロンロンオーナーズクラブカード、グランデュオカード、ビープラスオンカード、JR 東日本ホテルズカード、「キャッツ」ビュー・スイカカード、ジェクサーカード、JAL カード Suica、みずほ Suica カード、ビックカメラ Suica カード、ビューゴールドプラスカード 2 前項にかかわらず、本規約の第3章その他カードキャッシングに関する規定は、当社がカードキャッシングの利用を認めた会員に限り適用されます。</p>

第2条(会員及び資格)

4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義されるものをいいます。以下同じ。)を使用して、本人に代理して本規約及びこれに付帯する特約に基づくカード利用(第2章(カードショッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、前記代理権の授与について、~~撤回、取消又は無効等~~の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第5条(有効期限)

カードの有効期限は、当社が指定しカード上に表示します。当社が審査の上、引き続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を本人会員宛に送付します。本人会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、本人会員の責任において切断する等使用不能な状態にして、処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。

第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

- 1 会員は、自己の都合により退会するときは、当社所定の手続きをとるものとします。この場合、当社の退会手続きの完了をもって退会したものとします。なお、本人会員が退会した場合、当然に家族会員も退会となります。
- 2 (略)
- 3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みま

第2条(会員及び資格)

4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義されるものをいいます。以下同じ。)を使用して、本人に代理して本規約及びこれに付帯する特約に基づくカード利用(第2章(カードショッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第5条(有効期限)

カードの有効期限は、当社が指定しカード上に表示します。当社が審査の上、引き続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を本人会員宛に送付します。本人会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、本人会員の責任において切断する等使用不能な状態にして、処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、有効期限経過後、従前のカードについて利用なされた場合には、当該利用分については本規約を適用して、お支払いいただきます。

第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

- 1 会員は、自己の都合により退会するときは、当社所定の手続きをとるものとします。この場合、当社の退会手続きの完了をもって退会したものとします。なお、本人会員が退会した場合、当然に家族会員も退会となります。
- 2 (略)
- 3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みま

す。)に通知することなく、当該会員のカード(本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又は家族会員として利用する他のカードも含みます。)の利用を停止することができるものとします。

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 本人会員の利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高(住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除きます。)の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合
- (3) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (4) 会員が第2条8項①から⑧のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
- (5) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めた場合

4 家族会員は、本人会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、当社所定の時点をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

Suica に関する特約

第11条(無効の取扱い)

JR 東日本は、次の各号に該当する場合、Suica を無効とします。

- (1) IC カード取扱規則第43条、第45条、又は第46条に該当した場合
- (2) 利用者の Suica の利用が本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- (3) 会員規約第17条第2項による退会・会員資格の喪失及び本カードの利用停止・返却の適用を受けた場合

す。)に通知することなく、当該会員のカード(本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又は家族会員として利用する他のカードも含みます。)の利用を停止することができるものとします。

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 会員が利用可能枠を超えてカードを使用した場合(ただし、当社が承認した場合を除きます。)
- (3) 本人会員のキャッシング利用可能枠及び他の貸金業者からの借入残高(住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除きます。)の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合
- (4) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (5) 会員が第2条8項①から⑧のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めた場合

4 本人会員は、家族会員による家族カードの利用を中止させる場合は、当社所定の方法により申し出るものとします。この場合、家族会員は、当社所定の時点をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

Suica に関する特約

第11条(無効の取扱い)

JR 東日本は、次の各号に該当する場合、Suica を無効とします。

- (1) IC カード取扱規則第43条、第45条、又は第46条に該当した場合
- (2) 利用者の Suica の利用が本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- (3) 利用者が会員規約第17条第2項若しくは第4項により会員規約第2条第3項に定義する会員たる資格を喪失し、又は本カードの利用停止措置若しくは返

定期券機能付き Suica に関する特約

第 13 条(無効の取扱い)

JR 東日本は、次の各号に該当する場合、Suica を無効とします。

- (1) IC カード取扱規則第 43 条、第 45 条、又は第 46 条に該当した場合
- (2) 利用者の Suica の利用が本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- (3) 会員規約第 17 条第 2 項による退会・会員資格の喪失及び本カードの利用停止・返却の適用を受けた場合

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 2 条(個人信用情報機関の利用及び登録)

- 1 (略)
- 2 本人会員等は、本人会員等の本規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力を調査するために利用されることに同意します。
(略)
- 3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
(略)

【提携個人信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関):主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情

却措置の適用を受けた場合

定期券機能付き Suica に関する特約

第 13 条(無効の取扱い)

JR 東日本は、次の各号に該当する場合、Suica を無効とします。

- (1) IC カード取扱規則第 43 条、第 45 条、又は第 46 条に該当した場合
- (2) 利用者の Suica の利用が本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- (3) 利用者が会員規約第 17 条第 2 項若しくは第 4 項により会員規約第 2 条第 3 項に定義する会員たる資格を喪失し、又は本カードの利用停止措置若しくは返却措置の適用を受けた場合

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 2 条(個人信用情報機関の利用及び登録)

- 1 (略)
- 2 本人会員等は、本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力を調査するために利用されることに同意します。
(略)
- 3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
(略)

【提携個人信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関):主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情

<p>報機関 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 TEL 0120-441-481 http://www.jicc.co.jp 全国銀行個人信用情報センター:主に金融機関とその関係会社を会員とする個人 信用情報機関 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p>	<p>報機関 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 TEL <u>0570-055-955</u> http://www.jicc.co.jp 全国銀行個人信用情報センター:主に金融機関とその関係会社を会員とする個人 信用情報機関 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL<u>0120-540-558</u> 又は 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p>
---	---

なお、会員規約全文をご希望の場合は、2016年2月23日以降に弊社ホームページ(<http://www.jreast.co.jp/card/rule/index.html>)をご覧くださいますようお願い申し上げます。

以上